

綾瀬市高座施設組合屋内温水プール利用料金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋内温水プール利用料金の一部を助成することにより、高齢者の介護予防及び健康の増進を目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、65歳以上のもの（以下「対象者」という。）とする。

(助成対象施設)

第3条 対象者が利用料金の助成を受けることができる施設は、高座施設組合屋内温水プール（以下「屋内プール」という。）とする。

(利用の助成)

第4条 市長は、対象者が前条に掲げる施設を利用する際の利用料金の一部を助成する。

2 助成の額は、1回の利用につき200円とする。

(助成の申請)

第5条 対象者が、前条に規定する助成を受けようとするときは、次の各号に掲げる身分を証明するもの（以下「身分証明書等」という。）のいずれかを屋内プールを管理する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提示するものとする。

- (1) 綾瀬市コミュニティバス高齢者専用乗車カード
- (2) 住民基本台帳カードのうち住所及び生年月日のわかるもの
- (3) 運転免許証
- (4) 健康保険被保険者証
- (5) その他公的機関が発行する身分証明書で、住所及び生年月日のわかるもの

2 指定管理者は、前項に規定する身分証明書等の提示があったときは、高座清掃施設組合屋内温水プール条例（平成17年条例第23条）別表に規定する利用料金のうち、前条の規定による自己負担額を徴収し、高座施設組合屋内温水プール利用助成申請書（第1号様式）に対象者の住所、氏名、生年月日を自署させるものとする。

(助成額の請求)

第6条 指定管理者は、1月ごとに取りまとめ、助成額を次に掲げる書類により市長

に請求するものとする。

(1) 請求書(第2号様式)

(2) 高座施設組合屋内温水プール利用助成申請書

2 市長は、前項の規定により助成額の請求があったときは、審査確認のうえ、請求を受けた日から30日以内に当該請求金額を指定管理者に支払うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

高座施設組合屋内温水プール利用助成申請書

年 月 日

住所 綾瀬市 _____

氏名(本人署名) _____ 生年月日 明・大・昭 _____年 _____月 _____日

身分証明書等確認欄 ※指定管理者使用欄			
	綾瀬市コミュニティバス 高齢者専用乗車カード		住民基本台帳カード
	運転免許証		健康保険被保険者証
	公的機関発行身分証明書 ()	確認者	

※ この申請書と身分証明書を一緒に窓口へ

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

請 求 書

綾瀬市長 殿

住 所 _____

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____

下記の金額を請求します。

件 名	数 量	単 価	金 額
月分 高座施設組合屋内プール利用助成額	件	200円	円

振込先 _____ 銀行 _____ 支店 普通・当座 No. _____

金融機関コード _____ 支店コード _____

※フガナ

口座名義人 _____